

学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）・通学中等傷害危険担保特約付

教育研究活動中の不慮の事故によるケガ等に備える保険

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害(ケガ)に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」及び「日射又は熱射によって生ずる熱中症」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

1 教育研究活動中の事故の備えに

- ① 正課中
講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間（通信生の場合は面接授業の受講中）や、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間^(注1)。
- ② 学校行事中
大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
- ③ ①②④以外で学校施設内にいる間
大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間^(注2)。
- ④ 課外活動中（クラブ活動中）
大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間^(注3)。

2 通学中、学校施設等での移動中の事故の備えに

- ① 通学中
大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法^(注4)で、住居^(注5)と学校施設等との間を往復する間。
- ② 学校施設等相互間の移動中
大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法^(注4)で、学校施設等の相互間を移動している間。

(注1) 私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
 (注2) 寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。
 (注3) 学校施設外での危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。
 (注4) 大学が禁じた方法を除きます。
 (注5) 社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務地を含みます。
 (注6) 接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）をつけた場合に限りです。

3 臨床実習中の事故^(注6)の備えに

接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）し、かつその原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合。

学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）

教育研究活動中の対人・対物事故と人格権侵害事故に備える保険

法科賠のみ

正課や学校行事中等での賠償責任事故を補償します（国内・国外）。

学研賠：学生教育研究賠償責任保険	医学賠：医学生教育研究賠償責任保険	法科賠：法科大学院生教育研究賠償責任保険
授業中、学校行事中、通学中などに起こってしまった事故の備えに！ 授業中、学校行事中、インターンシップ中 ^(注1) やその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します。	授業中、学校行事中、通学中などに起こってしまった事故の備えに！医療関連実習中も安心！ 臨床実習等の医療関連実習を含む授業中、学校行事中、インターンシップ中 ^(注1) やその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します。	授業中、学校行事中、通学中などに起こってしまった事故の備えに！個人情報の漏えいにも対応！ 授業中、学校行事中、インターンシップ中 ^(注1) やその往復中などに発生した賠償責任事故や、臨床法学実習 ^(注2) に伴うプライバシーの侵害などの人格権侵害を補償します。

全コース共通

日本国内外において、学生（被保険者）が以下の事由により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。
 (1) P2の2付帯賠償の表中に定義した活動（以下「活動」といいます。）中に、他人にケガを負わせた場合や他人の財物を損壊した場合（対人・対物賠償）。
 (2) 活動の結果に起因して、その活動の終了後に発生した事故、又は被保険者の占有を離れた飲食物及び正課、学校行事又は課外活動^(注3)の成果物により、他人にケガを負わせた場合や他人の財物を損壊した場合（対人・対物賠償）。
 (3) 活動中の被保険者が使用又は管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊もしくは紛失し、又は盗取もしくは詐取された場合（受託者賠償責任保険）。

法科賠のみ

(4) 臨床法学実習^(注2)に伴う不当な身体の拘束又は口頭、文書、図画等による表示により、他人の自由、名誉又はプライバシーを侵害した場合（人格権侵害補償）。
 (注1) 大学が「正課」「学校行事」または「課外活動^(注3)と認めたインターンシップ」に限ります。
 (注2) 臨床法学実習…現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習及び法学実習的要素を有する授業（現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。）を含みます。
 (注3) この保険での「課外活動」とは、大学の規則にのっとった所定の手続きにより、インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課又は学校行事に合わせてその日のクラブ活動（大学が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間の合理的な経路及び方法による移動中は対象となる活動に含まれます。

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生に限ります。（京都大学の学生は全員加入対象者です。）

<p>保険期間</p> <p>共通</p>	<p>・ 4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで</p> <p>・ 9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで</p> <p>・ 10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで</p>
	<p>※任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。</p>

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」を取り扱っています。この保険は、学生の皆様に対して、本学での教育研究活動中の不慮の災害事故および賠償責任事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

1. 学 研 災

(1) 死亡保険金・後遺障害保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合）

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金 ^(注1)
「正課中」「学校行事中」	2,000万円	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円

(注1) 死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

(2) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）及び入院加算金

事故発生時の活動の種別		治療日数 ^(注2)	医療保険金	入院加算金 (180日限度)	
(治療日数1日 から対象) 正課中・学校行 事 中	(対象外)	1日～3日	3,000円		 入院した場合 入院1日につき 4,000円 (いずれの活動 種別においても 入院1日目から 支払われます。)
	(治療日数4日 以上が対象) 正課中・学校行 事 中および課外活 動(クラブ活動) を行っている間 以外で学校施設内 にいる間・通学中・ 学校施設等相互間 の移動中	(対象外)	4日～6日	6,000円	
		(治療日数14日 以上が対象) 学校施設内外を問 わず、課外活動 (クラブ活動)を 行っている間	7日～13日	15,000円	
			14日～29日	30,000円	
			30日～59日	50,000円	
			60日～89日	80,000円	
			90日～119日	110,000円	
			120日～149日	140,000円	
			150日～179日	170,000円	
			180日～269日	200,000円	
270日～	300,000円				

(注2) 実際に入院又は通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

- 上記の全ての保険金は、付帯学総、付帯海学、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金とは関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(3) 接触感染予防保険金^(注3)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額払)

(注3) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

2. 付帯賠償

活動範囲	コース	学研賠 ^(注1)	医学賠 ^(注2)	法科賠	(注1) 医療関連実習を除きます。業 学教育実務実習を含みます。 (注2) 医療関連実習を含みます。 (注3) 大学が正課、学校行事又は課 外活動と位置づけている場合 に限ります。 (注4) 正課または学校行事に合わせ てその日のクラブ活動(学校 が禁じているもの等は除きま す。)に参加する場合、その 住居と活動場所となる施設の 間の合理的な経路および方法 による移動中は対象となる活 動に含みます。 (注5) 医療関連学部・(学)科が、 正課又は学校行事として位置 づけて行う実習をいいます。
		○	○	○	
① インターンシップ、介護体験活動、教育実習、 保育実習、ボランティア活動及びその往復 ^(注3)		○	○	○	
② ①以外の正課、学校行事、 課外活動及びその往復	クラブ活動中、クラブ 活動のみのための往復	×	×	×	
	上記以外 ^(注4)	○	○	○	
医療関連実習 ^(注5) 及びその往復		×	○	×	
臨床法学実習 ^(注6)		×	×	○	

保険金の支払限度額

対人・対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度 ^(注7) (免責金額 ^(注8) :0円)
法科賠のみ 人格権侵害補償	損害賠償請求者1名当たり1,000万円限度 ^(注9) (免責金額 ^(注8) :0円)

- (注6) 臨床法学実習に伴う不当行為(臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する人格権侵害を対象とします。
- (注7) 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。
- (注8) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
- (注9) 保険期間中の支払限度額です。

3. 共通

(1) 保険タイプ

所属する学部・研究科により保険タイプが異なります。

研究生等（研究生、科目等履修生、聴講生、日本学術振興会特別研究員（PD）等）は、A タイプ 1 年間の加入が基本となりますが、臨床実習等への参加が必要な場合は保険内容が異なりますので、所属部局教務担当へご相談ください。

保険タイプ		日本人学生	外国人留学生 ※別途「大学生協の学生賠償責任保険」への加入が必要となります
A タイプ	学研災+付帯賠償（学研賠）	B～E タイプ以外の全学部・研究科	
	学研災		B・C・E タイプ以外の全学部・研究科
B タイプ	学研災（接触感染特約含む）	医学部医学科 ※付帯賠償には加入せず、別途「学研災付帯学生生活総合保険（医学部用）」への加入が必要となります。	薬学部
C タイプ	学研災（接触感染特約含む）+付帯賠償（学研賠+医学賠）	医学部人間健康科学科 医学研究科人間健康科学系専攻の内、下記の3分野 ・先端看護科学コース高度実践助産学系 ・先端看護科学コース高度実践研究者養成専門看護師課程 ・総合医療科学コース理工系医療科学講座医学物理学分野 ※その他の医学研究科人間健康科学系専攻所属学生は、各人の研究内容を踏まえ、A または C タイプを選択	
D タイプ	学研災（接触感染特約含む）+付帯賠償（学研賠）	薬学部	
E タイプ	学研災+付帯賠償（学研賠+法科賠）		法科大学院

(2) 保険料一覧

保険料は卒業までの期間によって異なります。**必ず卒業までの期間を一括して申し込み、卒業までの期間（年数）分の保険料を一括して支払ってください。**

年度途中で加入する場合も、当該年度を一年間とみなし、卒業までの期間分の保険料を支払う必要があります。

転学部（転研究科）、休学等で、最短修業年限を超えて在籍する場合は、保険加入期間が終了する月に改めて保険料を支払い加入してください。

※進学時（学部生から修士課程、修士課程から博士課程、研究生から修士課程または博士課程など）には、改めて加入申し込みが必要です。

<日本人学生>

タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
卒業までの期間	学研災 +付帯賠償（学研賠）	学研災 （接触感染特約含む）	学研災（接触感染特約含む） +付帯賠償（学研賠+医学賠）	学研災（接触感染特約含む） +付帯賠償（学研賠）	学研災 +付帯賠償（学研賠+法科賠）
1年間	1,340円	1,020円	1,520円	1,360円	2,640円
2年間	2,430円	1,790円	2,790円	2,470円	5,030円
3年間	3,620円	2,650円	4,150円	3,670円	7,520円
4年間	4,660円	3,370円	5,370円	4,730円	
5年間	5,750円	4,130円			
6年間		4,800円			

<外国人留学生> ※ 別途「大学生協の学生賠償責任保険」への加入が必要となります。

タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Eタイプ
卒業までの期間	学研災	学研災 （接触感染特約含む）	学研災（接触感染特約含む） +付帯賠償（学研賠+医学賠）	学研災 +付帯賠償（学研賠+法科賠）
1年間	1,000円	1,020円	1,520円	2,640円
2年間	1,750円	1,790円	2,790円	5,030円
3年間	2,600円	2,650円	4,150円	7,520円
4年間	3,300円	3,370円	5,370円	
5年間	4,050円			
6年間				

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
- ※この「パンフレット」、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いいたします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。

この保険は、ご加入者が団体の構成員であることを加入条件としています。

ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする種類、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、1～3ページおよび別紙「補償の概要等」をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細は2～3ページをご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、3ページをご確認ください。保険料の払込方法については学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金・解約返戻金

- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合は、大学等までご連絡ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「パンフレット」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこのパンフレットに記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払事由(学生教育研究災害傷害保険、学研炎付帯賠償責任保険。通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約も含まれます。)、お支払いする保険金
- 保険金額(ご契約金額) □保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法 □保険の対象となる方

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意※」、「告知義務・通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。※例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

(包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。)

なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

注意喚起情報(No.4・5は契約概要にも該当)

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。))を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項※をお申出いただく義務があります。

・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていないか、記載事項が事実と違っているときも同様です。

※この保険契約等に関する事項を含みます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

○退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等については別紙「補償の概要等」をご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

4. 保険開始日

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まり

ます。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

① 全員加入の場合: 教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

② 任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まり

ます。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

① 全員加入の場合: 教授会等において決議した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

② 任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った

日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まり

ます。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

① 全員加入の場合: 教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

② 任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

5. 保険金をお支払いしない主な場合等

別紙「補償の概要等」をご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は別紙「補償の概要等」をご確認ください。

7. 個人情報の取扱いについて

別紙「補償の概要等」をご確認ください。

8. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「パンフレット」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者全員にご説明くださいますようお願いいたします。

9. 死亡保険金受取人の指定

別紙「補償の概要等」をご確認ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 共同保険について

別紙「補償の概要等」をご確認ください。

2. 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、「パンフレット」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

3. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、「ご契約者」、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険株式会社がご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合

・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)

○以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険株式会社がご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険株式会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

保険に関する
ご意見・
ご相談は

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎0120-587-050 (フリーダイヤル)

受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故の
ご報告・
ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎0120-868-066 (フリーダイヤル)

学校保険コーナーにつながりますので、大学ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。

受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争
解決機関
(注意喚起情報)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

☎0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日9:15～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

補償の概要等

1. 補償の対象となる場合（付帯賠償のみ）

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

・対人・対物賠償

- 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせ、又は他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させ被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
ア. パンフレットP2の2・付帯賠償の表中に定義した活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）
イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、及び、被保険者の占有を離れた飲食物及び正課、学校行事又は課外活動（（ページ注3））の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する偶然な事故（生産物賠償責任保険）
- 活動中の被保険者が使用又は管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、又は盗取もしくは詐取されたことにより受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

・人格権侵害補償 **法科賠のみ**

臨床法学実習に伴う不当な身体拘束又は口頭、文書、図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって発生した他人の自由、名誉又はプライバシーの侵害（以下「人格権侵害」といいます。）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。なお、不当行為が保険期間中に行われた場合に限りします。

・お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金又は費用に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

- 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
- 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、又は既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続き又はその手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要又は有益な費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、又は既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用又は引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- 引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

・保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に、かつ、受託者賠償の場合、事故が生じた場所および時期における受託物の時価額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額-①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

2. 補償の対象とならない主な場合

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

・学研災

・以下の事由により生じた傷害（ケガ）

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意又は重大な過失（保険金受取人はその方が受け取るべき金額部分）、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険者が自動車等を運転中に生じた事故、被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失、被保険者の妊娠・出産・早産又は流産、被保険者に対する外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火又はこれらによる津波（被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、又はこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線又は放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的見所のないもの、学校施設外の課外活動として行う山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行 等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

・付帯賠償（共通）

- 保険契約者又は被保険者の故意
 - 戦争、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議
 - 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - 排水又は排気に起因する賠償責任
 - 核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的又は産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵又は運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
 - 被保険者が行う次の行為に起因する損害
 - 医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - 薬品の調剤、投与、販売又は供給
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士又は獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等
- （注）ただし、医学賠において医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、学研賠及び医学賠において薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。
- サイバー攻撃

・付帯賠償（施設賠償責任保険）

- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機又は施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する損害
- 汚染物質の排出、流出、いっ出、放出又は漏出に起因する損害及び汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、かつ、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合は除きます。）
- 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

・付帯賠償（生産物賠償責任保険）

- 被保険者が故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物又は行った活動の結果に起因する損害
- 生産物自体の損壊又は使用不能に係る賠償責任
- 日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
- 汚染物質の排出、流出、いっ出、放出又は漏出に起因する損害及び汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、かつ、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合は除きます。）
- 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

・付帯賠償（受託者賠償責任保険）

- 自然発火又は自然爆発した受託物自体の損壊
- 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- 自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勳章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取又は詐取
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれ又はあられの浸入又は吹込みによる損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出又はスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による損害
- 受託物の使用不能に起因する損害 等

・付帯賠償（人格権侵害担保特約） **法科賠のみ**

- 最初の行為が保険期間の初日より前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害
- 広告・宣伝活動、放送活動又は出版活動に起因する損害
- 依頼人を含む第三者の経済的信用の侵害（いわゆる信用毀損）に起因する損害 等

3. その他

・告知義務

告知義務については4ページをご確認ください。

・加入後における留意事項（通知義務等）

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく在籍する担当窓口（学務部厚生課厚生掛）へご通知ください。

【学研災】

- 学部、学科等を変更する場合
- 保険期間を1年以上残して退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- 保険期間中に通算して1年以上休学した場合

【付帯賠償】

- 学部、学科等を変更する場合
- 保険期間を1年以上残して退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- 保険期間中に通算して1年以上休学した場合

・他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する他の保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

・事故が起きたときの手続き

●学研災

①学生は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にまず大学に事故の報告をする必要があります。

②大学では、学生に保険金請求書類を交付すると同時に、パソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、学生の氏名・年齢・在籍する大学名、事故発生の日時・場所・状況、傷害の程度を東京海上日動の学校保険コーナーに通知するよう学生に指示します。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

・死亡保険金受取人の指定

●学研災

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

●付帯賠償

①学生は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）に電話をし、学生の氏名・年齢・在籍する大学名、事故発生の日時・場所、被害者の氏名・年齢、事故の原因、被害の程度を通知する必要があります。（通知が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください）

②学生は、事故を起こしたこと及び引受保険会社へ連絡したことを大学に報告する必要があります。

人格権侵害事故の場合には、その被害者に関わる事案等を教材として取り扱った担当教員や実習担当弁護士等にも、同様の報告を行ってください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

・示談交渉サービスについて

示談交渉サービスは行いません：この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、学生（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、引受保険会社の承認を得ない賠償責任を承認し又は賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部又は一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

・先取特権について

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額又は被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

●学研災

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護

機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が1年以内の場合

原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）

・保険期間が1年超の場合

原則として90%（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。）

●付帯賠償

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限りです。））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。

・個人情報の取扱いについて

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社及び引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社又は引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）及び他の引受保険会社のホームページをご参照ください。個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険（株）はご加入を解除することができます。この場合には、全部又は一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者又は保険金受取人が東京海上日動火災保険（株）にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者又は保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者又は保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

・この「パンフレット」は学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）・学研災付帯賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）・医学学生教育研究賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要について説明したものです。ご加入に当たっては、必ず「パンフレット」P4の「重要事項説明書」をよくお読みください。保険契約の詳細は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明の点については、本学の担当窓口（学務部 厚生課）までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」・「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」・「法科大学院学生教育研究賠償責任保険（略称「法科賠」）加入者のしおり」をご覧ください。お申込になる方と被保険者が異なる場合は、この「パンフレット」の内容を被保険者にご説明くださるようお願いいたします。

・学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン
東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

※法科大学院学生教育研究賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会が保険契約者となり、東京海上日動火災保険（株）との間で一括契約するものです。

・学研災付帯賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、学研災付帯賠償責任保険特約条項等に基づく施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険のペットネームです。

・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、京都大学に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方又は補償を受けることができる方）とする学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人日本国際教育支援協会が有します。

<契約者> 公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL：03-5454-5275 URL：<http://www.jees.or.jp/>

<引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社